$\bigcirc$ 中小企業等協同組合法施行規則(平成二十年農林水産省、内、閣、府、 、経済産業省、、財務省、 、国土交通省、 令第一号)

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

ハ 農業協同組合法第十一条の五に規定する特定貯金等、水産業の 農業協同組合法第十一条の五に規定する特定預金等、労働金庫法第九十四条の二に規定する特定預金等、銀行法第十七条の二に規定する特定預金等、労働金庫法第九十四条の一に規定する特定預金等、銀行法第十一条の五に規定する特定預金等、協同組合法第十一条の五に規定する特定貯金等、水産業	[イ・ロ 略] 上になると見込まれること。 とのでは、次に掲げるものに限る。)の合計額が三億円以る申出者の資産(次に掲げるものに限る。)の合計額が三億円以二 取引の状況その他の事情から合理的に判断して、承諾日におけっ 「m」	<ul><li>一「烙」</li><li>、次に掲げる要件の全てに該当することとする。</li><li>、次に掲げる要件の全てに該当することとする。</li><li>第三十六条 法第九条の七の五第二項において準用する金融商品取引第三十六条 法第九条の七の五第二項において準用する金融商品取引</li></ul>	改 正 後
へ 農業協同組合法第十一条の五に規定する特定 る特定預金等、農林中央金庫法第五十九条の三に規定する特定 協同組合法第十一条の二に規定する特定預金等、労働金庫法第九十 銀行法第十七条の二に規定する特定預金等、労働金庫法第九十 銀行法第十七条の二に規定する特定預金等、長期信用 の条の二に規定する特定預金等、協同組合によ の本の二に規定する特定預金等、協同組合によ の本の二に規定する特定預金等、協同組合によ の本の二に規定する特定所金等、協同組合によ	[イ・ロ 同上]	一 「司上」 第三十六条 [同上] (特定投資家として取り扱うよう申し出ることができる個人)	改正前

定預金等及び株式会社商工組合中央金庫法(平成十九年法律第	預金等及び株式会社商工組合中央金庫法(平成十九年法律第七
七十四号)第二十九条に規定する特定預金等	十四号)第二十九条に規定する特定預金等
[ニ〜ト 略]	[ニ〜ト 同上]
三 [略]	三 [同上]
備考 表中の [ ] の記載は注記である。	